

資料 4

本文新旧比較表

1-1-1 健康で安心した生活ができる環境の整備

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|--|--|
| <p>《現状と課題》</p> <p>これまで本市では、市民一人ひとりが生涯を通じて健康で安心した生活ができるよう、保健・医療施設や救急医療体制の整備を進めてきました。</p> <p>一方、高齢化の進行や生活習慣の変化により、医療機関受診者や救急患者の増加など、医療に対する需要が増大しています。さらに、医師・看護師の不足や、診療時間外の不要不急な受診などによる医療現場の混乱が社会問題化しています。</p> <p>こうした状況の中、安定した保健医療サービスを提供し続けるためには、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化しながら、地域医療・救急医療体制の充実を図るとともに、市民に医療機関の役割分担を理解してもらい、適正な受診を求めていく必要があります。</p> | <p>※第1節-1. 健康で安心した生活をおくるために のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>【現況と課題】</p> <p>少子・高齢化、核家族化の進展、疾病構造の変化にともない保健医療を取り巻く状況は、大きく変化しています。</p> <p>本市では、市民一人ひとりが生涯を通じて健康な生活を過ごせるよう、健康相談、予防接種等各種保健事業、訪問指導や夜間・休日救急医療等市民に密着した地域保健医療サービスの充実を図ってきました。</p> <p>今後とも、生涯にわたる市民の健康づくりを推進していくには、住民ニーズに的確に答え効果的な事業を行うため関係機関との連携を強化しながら、健康の保持増進、疾病の予防、地域保健医療システムの充実といった各種施策を展開していく必要があります。</p> |

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民が身近な地域で、適切かつ良質な医療を受けられ、健康で安心した生活ができる環境が整っている状態

〔施策の方針〕

疾病の状況に応じて適切な医療が受けられる環境を整備するために、地域にある保健・医療・福祉資源を有効活用するとともに、病院や診療所等の医療機関相互の連携と機能分担の促進や、救急医療体制の充実に努めます。

【基本方針】

市民一人ひとりが、健康的な生活習慣は自分で確立するということを目標に、健康づくりのための健康増進事業の推進及び事業内容の充実・改善、疾病予防としての各種検診等や、疾病に応じた適切な治療が受けられる地域保健医療システムの充実を図っていくとともに、保健事業を通して予防対策に重点をおき、乳幼児から高齢者に至るまでそれぞれの年代に応じた健康づくりを推進します。

また、地域の実情に即したよりきめの細かい保健サービスが可能となる保健所政令市へ移行し、あわせて疾病による機能障害からの早期社会復帰を目指したりハビリテーション病院を建設します。

また、地域に密着した健康づくりを強化するために、保健センターの整備を推進するとともに、市立医療センターにおいては、機能の充実を図り、市民の要望を見きわめた良質な医療サービスの提供を進めます。

| | |
|--|---|
| <p>《施策の方向》</p> | <p>【施策の方向】</p> |
| <p>施策 1) 保健・医療・福祉の連携推進</p> <p>市民が、住み慣れた地域でいつまでも健康で安心して暮らし続けられるために、必要な保健・医療施設を整備するとともに、保健・医療・福祉サービスの連携を推進し、地域医療体制の充実を図ります。</p> | <p>(1) 保健・医療・福祉の連携による体制づくりの推進</p> <p>① 総合的なサービス供給体制の整備</p> <p>今後ますます高齢化の進展が予想される中、保健や福祉に対する多様なニーズに対応するために適切なサービスを提供できるよう保健・医療・福祉の各分野が連携した総合的な施策を推進します。各種情報を総合的に管理し、効率的なサービス供給体制の整備を図ります。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新保健所の整備 ・ 地域リハビリテーションの推進 ・ 在宅ターミナルケア体制の構築 | <p>(2) 健康づくりの推進</p> <p>① 健康増進事業の推進</p> <p>健康の実現は、一人ひとりが主体的に取り組むことを基本としながら、関係機関と連携して、栄養・運動・休養を柱にそれぞれの年齢に応じ、楽しみながら気軽に参加できる健康増進事業の内容の改善・充実を図ります。</p> <p>また、健康に関する情報提供や市民の健康増進活動を支援していく観点から、インターネットを利用した、医療機関案内・緊急医療・予防接種・各種検診等の最新の保健・医療関連情報提供サービスを行います。</p> <p>また、薬物乱用のない社会環境づくり及びエイズ予防の啓発を進めます。</p> |
| | <p>(5) 保健施設等の計画・整備</p> <p>① 保健センターの整備</p> <p>地域に密着した、健康づくりのための相談・教室・講座・検診等の拠点となる保健センターを地域別に計画的に整備します。</p> <p>(6) 地域保健医療システムの充実</p> <p>② 地域医療システムとの連携</p> |

市内の医療施設とのさらなる連携強化を図ります。

(7) 市立医療センターの機能の充実

② 専門的高度医療の充実

市内の診療所及び病院と医療センターの機能分担を明確にし、がん、循環器、脳神経疾患治療など、増大する高度医療への需要に対応するため、高度医療設備及び医療機器の充実を図り、より質の高い医療を提供します。

③ 開放型病院の推進

地域での包括医療の実現に向けた先進的な取り組みとして発足した開放型病院のシステムをより有効に機能させるため、病院と診療所が機能分担を進めながら、それぞれが連携した地域医療を進める一方、高度医療機器の効率的な共同利用の場としてさらに推進していきます。

(8) リハビリテーション病院の建設

① リハビリテーション病棟と緩和ケア病棟の建設

早期に社会復帰を実現するための急性期リハビリテーション病棟と終末期を迎えた患者の苦痛や不安を軽減する緩和ケア病棟を併設したリハビリテーション病院を建設します。

施策 2) 救急医療体制の充実

市民の急病等に対応するために、救急医療体制を充実します。また、救急医療への理解を広めるために、広報紙やイベント等を通して、適正な医療機関への受診を呼びかけます。

〔主要事業〕

- ・ 救急医療機関ネットワーク・夜間休日急病診療等による救急医療体制の充実
- ・ 医療機関への適正な受診の周知・啓発
- ・ 救命救急センターの充実

(6) 地域保健医療システムの充実**③ 救急医療システムの啓発・充実**

市民の安全を守るため、医療機関の協力を得て構築した 24 時間対応の救急医療システムの内容を充実させるとともに、医療機関や救急隊の適正利用について、市民への普及と啓発を推進します。

(7) 市立医療センターの機能の充実**① 救急医療の充実**

救急医療に対する要望に応えるため、東葛南部地域医療圏における救命救急センターとしての役割を積極的に果たすとともに、救急医療機器の整備及び医療従事者を確保し、救急医療の充実を図ります。

| | |
|---|--|
| <p>施策3) 適切な医療の確保</p> | |
| <p>今後も適切な医療を確保するために、施設の充実や、医療を支える人材を確保するとともに、医療機関への安全管理体制の確保に向けた指導を行います。また、医療供給体制の変化に合わせて、老朽化した市立医療センターの全面建替えを含めて検討します。</p> | <p>(6) 地域保健医療システムの充実</p> <p>④ 医療従事者の養成・確保</p> <p>医療の高度化に伴う看護婦（士）、保健婦（士）、歯科衛生士、救急救命士等の医療従事者の需要増大と慢性的な不足に対応して、将来を見通した需要計画に基づきこれら人材の養成・確保を図ります。</p> <p>市立看護専門学校においては、引き続き看護婦（士）の養成確保を推進します。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立医療センター・市立リハビリテーション病院の機能の充実 ・看護師等の安定的確保 ・適切な医療確保のための医療機関への立入検査の実施 | <p>⑤ 献血・臓器等提供事業の啓発</p> <p>医療に使用される輸血用血液や各種臓器の確保を図るため、広報等を通し献血思想の普及と臓器提供意思カード（ドナーカード）の普及など、臓器提供の意識の啓発を行います。</p> <p>また、薬物乱用のない社会環境づくりのための啓発を進めます。</p> |
| | <p>(7) 市立医療センターの機能の充実</p> <p>④ 患者サービスの向上</p> <p>医療に対する需要が多様化・増大し、良質な医療の提供が注目される中、「市民に信頼される病院」を基本として、療養環境の向上、外来患者待ち時間の短縮、医療の情報化の研究など、施設設備面の改善とあわせて患者サービスの向上を図ります。</p> <p>(8) リハビリテーション病院の建設</p> <p>① リハビリテーション病棟と緩和ケア病棟の建設</p> <p>早期に社会復帰を実現するための急性期リハビリテーション病棟と終末期を迎えた患者の苦痛や不安を軽減する緩和ケア病棟を併設したりハビリテーション病院を建設します。</p> |

1-1-2 健康な生活のための予防体制の確立

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|--|---|
| <p>《現状と課題》</p> <p>これまで本市では、4カ所の保健センターを設置し、健康増進・生活習慣病の予防に関する意識啓発、妊娠・出産・子育てに関する相談・指導、がん検診・乳幼児への総合的な検診など、予防体制の確立に向けて各種施策を進めてきました。</p> <p>こうした中、各種検診・健康診査については市民からの関心も高くなってきています。また、市内でインフルエンザ・結核等の感染拡大防止策はより重要となっています。</p> <p>こうした状況に対して、健康の保持増進を進めていくために、各種検診の受診率・予防接種の接種率の向上を図るとともに、感染症に関する知識の普及・啓発・相談や、各種検診のさらなる充実が求められています。</p> | <p>※第1節-1. 健康で安心した生活をおくるために 及び 第2節-3. とともに暮らせる社会を目指し-障害者福祉の充実- のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第1節 生涯にわたる健康づくりの推進</p> <p>1. 健康で安心した生活をおくるために より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>少子・高齢化、核家族化の進展、疾病構造の変化にともない保健医療を取り巻く状況は、大きく変化しています。</p> <p>本市では、市民一人ひとりが生涯を通じて健康な生活を過ごせるよう、健康相談、予防接種等各種保健事業、訪問指導や夜間・休日救急医療等市民に密着した地域保健医療サービスの充実を図ってきました。</p> <p>今後とも、生涯にわたる市民の健康づくりを推進していくには、住民ニーズに的確に応え効果的な事業を行うため関係機関との連携を強化しながら、健康の保持増進、疾病の予防、地域保健医療システムの充実といった各種施策を展開していく必要があります。</p> |

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民の健康に対する意識が高まるとともに、市民自らが各種検診・健康診査・教育・相談等を活用し、健康の保持増進を目指している状態

〔施策の方針〕

健康の保持増進を進めていくために、市民が自ら健康づくりを実践できるように、その動機づけとなる事業を充実するとともに、各種検診・健康診査・教育・相談等のサービスを一層充実させます。

また、感染症の予防のために、正しい知識の普及や迅速で正確な情報を提供します。

第1節 生涯にわたる健康づくりの推進

1. 健康で安心した生活をおくるために より

【基本方針】

市民一人ひとりが、健康的な生活習慣は自分で確立するということを目標に、健康づくりのための健康増進事業の推進及び事業内容の充実・改善、疾病予防としての各種検診等や、疾病に応じた適切な治療が受けられる地域保健医療システムの充実を図っていくとともに、保健事業を通して予防対策に重点をおき、乳幼児から高齢者に至るまでそれぞれの年代に応じた健康づくりを推進します。

また、地域の実情に即したよりきめの細かい保健サービスが可能となる保健所政令市へ移行し、あわせて疾病による機能障害からの早期社会復帰を目指したりハビリテーション病院を建設します。

また、地域に密着した健康づくりを強化するために、保健センターの整備を推進するとともに、市立医療センターにおいては、機能の充実を図り、市民の要望を見きわめた良質な医療サービスの提供を進めます。

| | |
|--|---|
| <p>《施策の方向》</p> | <p>第1節 生涯にわたる健康づくりの推進 1. 健康で安心した生活をおくるために より</p> |
| <p>施策1) 健康づくり・疾病に関する意識啓発</p> <p>市民一人ひとりの健康増進のために、食育や歯科疾患等の啓発活動や、自ら健康づくりを実践する市民を支援します。併せて、感染症などについての正しい知識の周知及び検査の呼びかけを行います。</p> | <p>【施策の方向】</p> <p>(2) 健康づくりの推進</p> <p>① 健康増進事業の推進</p> <p>健康の実現は、一人ひとりが主体的に取り組むことを基本としながら、関係機関と連携して、栄養・運動・休養を柱にそれぞれの年齢に応じ、楽しみながら気軽に参加できる健康増進事業の内容の改善・充実を図ります。</p> <p>また、健康に関する情報提供や市民の健康増進活動を支援していく観点から、インターネットを利用した、医療機関案内・緊急医療・予防接種・各種検診等の最新の保健・医療関連情報提供サービスを行います。</p> <p>また、薬物乱用のない社会環境づくり及びエイズ予防の啓発を進めます。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の健康・事故防止教育の実施 ・食生活改善・食育の推進 ・歯科疾患予防の実施 ・感染症予防啓発の実施 ・生活習慣病の予防啓発の実施 | <p>第1節 生涯にわたる健康づくりの推進 1. 健康で安心した生活をおくるために より</p> |
| | <p>(3) 保健予防事業の推進</p> <p>① 母子保健事業の推進</p> <p>母性や乳幼児の健康の保持増進を積極的に推進するため、保健所等関係機関や医師・歯科医師等の協力を得ながら、各種健診やパパママ教室等を実施し、疾病の予防を図るとともに、家庭に保健婦（士）・助産婦等を派遣し、妊産婦・乳幼児の疾病、発育遅滞等の相談や指導を推進します。</p> <p>また、学童期から思春期においては、健康な生活習慣を形成するための健康教育の充実を図ります。特に思春期においては、性に関する指導、エイズや薬物乱用防止の教育を推進します。</p> <p>② 成人・老人保健事業の推進</p> |

健康意識や生活環境の改善、疾病の早期発見・早期治療によって、中高年に多くみられる生活習慣病を予防するため、健康づくりの意識啓発や健康の保持増進のための相談教育等各種事業を推進します。

さらに生活習慣病の予防には、若い時から運動習慣等の健康づくりに対する取り組みが必要なことから、自らの健康は自らが守り、つくるという認識を深め、市民が主体的に健康づくりができるよう、地区の組織づくりやネットワーク化を図りながら健康づくりを推進します。

⑤ 栄養保健事業の推進

離乳食実演指導・乳児栄養相談等を通じて育児知識の普及を図り、乳幼児の保健向上のための栄養改善や健康の保持増進を推進するとともに、成人栄養相談、教室等を通じて中高年の日常の食生活の見直しを図り、健康増進や生活習慣病の予防対策につながる栄養指導を推進します。

⑥ 歯科保健事業の推進

歯の健康を保つため、歯科保健に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、歯科疾患の早期発見に努め、生涯にわたり自分の歯で食事ができるよう、8020（ハチマルニイマル）運動などの施策を推進します。

また、地域の歯科医師の協力を得ながら、市民一人ひとりが「かかりつけ歯科医」を持つよう啓発します。

| | |
|--|---|
| | <p>第1節 生涯にわたる健康づくりの推進</p> <p>1. 健康で安心した生活をおくるために より</p> |
| <p>施策2) 相談・指導体制の充実</p> | <p>(3) 保健予防事業の推進</p> |
| <p>心身の健康に関する不安を取り除くために、妊産婦・乳幼児・成人の健康管理等の電話、面接、訪問等の実施により相談・指導体制を充実します。</p> | <p>① 母子保健事業の推進</p> <p>母性や乳幼児の健康の保持増進を積極的に推進するため、保健所等関係機関や医師・歯科医師等の協力を得ながら、各種健診やパパママ教室等を実施し、疾病の予防を図るとともに、家庭に保健婦（士）・助産婦等を派遣し、妊産婦・乳幼児の疾病、発育遅滞等の相談や指導を推進します。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の交付 ・妊産婦・新生児・乳幼児等訪問の実施 ・健康相談の実施 ・母性教室の開催 | <p>また、学童期から思春期においては、健康な生活習慣を形成するための健康教育の充実を図ります。特に思春期においては、性に関する指導、エイズや薬物乱用防止の教育を推進します。</p> |
| | <p>② 成人・老人保健事業の推進</p> <p>健康意識や生活環境の改善、疾病の早期発見・早期治療によって、中高年に多くみられる生活習慣病を予防するため、健康づくりの意識啓発や健康の保持増進のための相談教育等各種事業を推進します。</p> <p>さらに生活習慣病の予防には、若い時から運動習慣等の健康づくりに対する取り組みが必要なことから、自らの健康は自らが守り、つくるという認識を深め、市民が主体的に健康づくりができるよう、地区の組織づくりやネットワーク化を図りながら健康づくりを推進します。</p> <p>⑤ 栄養保健事業の推進</p> <p>離乳食実演指導・乳児栄養相談等を通じて育児知識の普及を図り、乳幼児の保健向上のための栄養改善や健康の保持増進を推進するとともに、成人栄養相談、教室等を通じて中高年の日常の食生活の見直しを図り、健康増進や生活習慣病の予防対策につながる栄養指導を推進します。</p> <p>(4) 保健指導の充実</p> |

① 訪問指導事業の推進

療養上の保健指導を必要とする本人やその家族に対し保健婦（士）、栄養士、歯科衛生士、地域保健推進員が必要な保健・栄養・口腔指導、看護ケアを行い、心身機能の低下防止及び健康の保持増進を推進します。

介護保険導入にともない、訪問指導事業では、予防的活動に重点を置き、健康的な生活の維持・増進を目指すとともに、要介護の予防と悪化の防止を推進します。

| | |
|--|--|
| | <p>第1節 生涯にわたる健康づくりの推進</p> <p>1. 健康で安心した生活をおくるために より</p> |
| <p>施策3) 検診・健康診査・予防接種の充実</p> | <p>(3) 保健予防事業の推進</p> |
| <p>乳幼児の健全な育成や市民の健康な生活のため検診・健康診査・予防接種を充実します。</p> | <p>③ 予防接種事業の推進</p> <p>感染症の発生・まん延を防止するため、乳幼児や児童・生徒を対象に予防接種をいします。</p> <p>また、エイズ等の感染症の発生に対しては、関係機関と連携を図り、迅速で適切な防疫業務を推進します。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦・乳幼児健康診査の実施 ・ 歯科検診の実施 ・ 各種がん検診の実施 ・ 予防接種の実施 | <p>第2節 心のかよった社会福祉の推進</p> <p>3. ともに暮らせる社会を目指し -障害者福祉の充実- より</p> |
| | <p>(1) 障害の予防・早期発見</p> <p>① 予防・早期発見の推進</p> <p>障害の早期発見のための妊産婦の健康管理や乳幼児の検診体制の整備、受診率の向上を図るとともに、生活習慣病の予防や労働災害の未然防止を促し、障害の発生防止を図ります。</p> |

施策 4) 健康危機管理の推進

感染症の予防のための情報の発信や相談体制の充実を図るとともに、食の安全のための監視指導や生活衛生関係施設に関する検査等により市民の生活を守ります。感染症や食中毒が発生した際には、拡大防止と再発防止を図るため、関係機関との連携をとりながら、疫学調査・接触者調査等を徹底します。

また、新たな感染症の発生等による健康危機に備えて、迅速かつ適切に役割を果たすため業務継続計画（BCP）の策定体制の整備を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 食中毒予防対策の実施
- ・ 施設等における集団感染予防の実施
- ・ 結核り患率の減少対策の実施
- ・ 健康危機管理体制の整備

第 1 節 生涯にわたる健康づくりの推進

1. 健康で安心した生活をおくるために より

(3) 保健予防事業の推進

③ 予防接種事業の推進

感染症の発生・まん延を防止するため、乳幼児や児童・生徒を対象に予防接種をいします。

また、エイズ等の感染症の発生に対しては、関係機関と連携を図り、迅速で適切な防疫業務を推進します。

④ 結核予防事業の推進

長期間減少してきた患者数が、近年増加傾向に転じてきていることから、早期発見のため結核検診受診率のアップを図ります。

1-1-3 安心して療養できる支援体制の充実

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|--|--|
| <p>《現状と課題》</p> <p>これまで本市では、結核患者の入院医療費の全部または一部負担や、C型肝炎・B型肝炎のインターフェロン治療等の治療費助成制度の窓口を設置するなど、患者に対する各種補助制度の充実を図ってきました。</p> <p>こうした中、特定疾患治療研究事業の受給者（難病患者）は、今後も増加することが想定されます。</p> <p>こうした状況に対して、患者が安心して療養できるように、医療費の負担の軽減、病気・療養に関する相談体制の充実、関係機関との連携による多様な支援が求められています。</p> | <p>※第1節-1. 健康で安心した生活をおくるために のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>【現況と課題】</p> <p>少子・高齢化、核家族化の進展、疾病構造の変化にともない保健医療を取り巻く状況は、大きく変化しています。</p> <p>本市では、市民一人ひとりが生涯を通じて健康な生活を過ごせるよう、健康相談、予防接種等各種保健事業、訪問指導や夜間・休日救急医療等市民に密着した地域保健医療サービスの充実を図ってきました。</p> <p>今後とも、生涯にわたる市民の健康づくりを推進していくには、住民ニーズに的確に答え効果的な事業を行うため関係機関との連携を強化しながら、健康の保持増進、疾病の予防、地域保健医療システムの充実といった各種施策を展開していく必要があります。</p> |

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

治療や医療費等の不安がなく療養ができ、家族のさまざまな負担も取り除かれている状態

〔施策の方針〕

難病の在宅療養者やその家族の不安等の解消を図るため、気軽に相談できる体制を整えるとともに、医療費の負担低減など質の高い療養支援体制を確立します。

【基本方針】

市民一人ひとりが、健康的な生活習慣は自分で確立するということを目標に、健康づくりのための健康増進事業の推進及び事業内容の充実・改善、疾病予防としての各種検診等や、疾病に応じた適切な治療が受けられる地域保健医療システムの充実を図っていくとともに、保健事業を通して予防対策に重点をおき、乳幼児から高齢者に至るまでそれぞれの年代に応じた健康づくりを推進します。

また、地域の実情に即したよりきめの細かい保健サービスが可能となる保健所政令市へ移行し、あわせて疾病による機能障害からの早期社会復帰を目指したりハビリテーション病院を建設します。

また、地域に密着した健康づくりを強化するために、保健センターの整備を推進するとともに、市立医療センターにおいては、機能の充実を図り、市民の要望を見きわめた良質な医療サービスの提供を進めます。

| | |
|---|--|
| <p>《施策の方向》</p> | <p>【施策の方向】</p> |
| <p>施策 1) 相談・指導体制の充実</p> <p>患者や家族の負担を軽減し、不安等を解消するために、在宅療養中の難病患者宅を訪問するとともに、各種の専門家を招いた講演会を開催します。</p> | <p>(6) 地域保健医療システムの充実</p> <p>① 保健所政令市への移行</p> <p>地域保健における・専門的・技術的な拠点としての機能を有する保健所を整備し、保健所政令市へ移行します。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 難病患者訪問相談の実施 ・ 訪問相談員の派遣 ・ 難病講演会や情報交換会の実施 | |
| | |
| <p>施策 2) 療養支援体制の充実</p> <p>患者が安心して療養できるように、医療費公費負担を行うとともに、療養に必要な指導を充実します。</p> | <p>(3) 保健予防事業の推進</p> <p>④ 結核予防事業の推進</p> <p>長期間減少してきた患者数が、近年増加傾向に転じてきていることから、早期発見のため結核検診受診率のアップを図ります。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域 DOTS 支援による結核の治癒・再発防止 ・ 特定不妊治療費の助成 | |
| | |

1-2-1 地域一体となった社会福祉の体制整備

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|--|---|
| <p>《現状と課題》</p> <p>本市では、市内の 24 地区コミュニティすべてに設置されている地区社会福祉協議会をはじめとした、様々なボランティア団体による地域ぐるみの福祉活動が行われています。また、市は地域福祉支援員を配置し、出前講座やたすけあいの会の立ち上げの支援を行ってきました。これらにより、地域活動への関心が高まり、ミニデイサービス等の各種活動を担うボランティアの人数は増加してきています。</p> <p>一方で、高齢化率が 30%を超えている地区があることに加えて、高齢化が今後進むことが想定され、各種福祉サービスのニーズが増大することが予想されます。</p> <p>こうした状況の中、住民一人ひとりが生き生きと暮らしていける地域をつくるために、地区社会福祉協議会活動やたすけあいの会等の活動への支援が求められています。</p> | <p>※※第 1 節- 1. 健康で安心した生活をおくるために 及び 第 2 節- 1. みんなで進める社会福祉 のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第 2 節 心のかよった社会福祉の推進</p> <p>1. みんなで進める社会福祉 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>少子・高齢化の進展や社会経済情勢の変化は、社会福祉制度のあり方や地域社会にさまざまな影響を与えています。</p> <p>核家族化の進行、女性の社会進出の増加等により、家庭や地域での子育て機能の低下が進む一方、援護を必要とする高齢者や障害者が増加してきています。</p> <p>こうした状況下で自立自助と地域での相互扶助に基づいて、関係団体や市民の協力を得ながら、的確で効率的な福祉サービスを進めます。</p> <p>今後は、保健、医療との連携と、市民、町会・自治会、ボランティア団体、福祉事業者などとの協力をさらに進めるとともに、すべての市民が心豊かに暮らせる生活環境を整備していくことが必要です。</p> |

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

地域の間人関係を深め、毎日の暮らしの中で共に楽しみ、困ったときには相互に助け合うことができるような、市民相互のコミュニケーションが活性化している状態

〔施策の方針〕

市民が互いに助け合うことができる状況をつくるために、地域で支える福祉への理解と参加を促すとともに、地区社会福祉協議会の運営やたすけあいの会の立ち上げなど地域ぐるみの活動を支援します。

第2節 心のかよった社会福祉の推進

1. みんなで進める社会福祉 より

【基本方針】

地域で支える福祉を実践するために、市民、町会・自治会、ボランティア団体、民生児童委員、福祉団体等の福祉への理解と参加を促し、市民、民間、行政それぞれが責任と役割を分担しながら、保健・医療機関を含めたネットワークを構築します。

《施策の方向》

施策 1) 福祉活動のための体制整備

市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、地域住民がお互いに支えあえるような仕組みが必要であるため、地域ぐるみの福祉活動への理解と参加を支援する体制を整備していきます。

〔主要事業〕

- ・ 地域福祉支援員による地域ぐるみの福祉活動の啓発・支援

第 1 節 生涯にわたる健康づくりの推進

1. 健康で安心した生活をおくるために より

【施策の方向】

(1) 保健・医療・福祉の連携による体制づくりの推進

② 地域で支えあうしくみの確立

すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の福祉ニーズに即応できる地区社会福祉協議会を中心に、市民の保健や福祉への意識の醸成を深め、ボランティア活動の活性化を通して福祉活動のネットワークの形成を図り、市民参加による心豊かな地域社会を築くためのしくみづくりを進めます。

第 2 節 心のかよった社会福祉の推進

1. みんなで進める社会福祉 より

(1) 地域ぐるみ福祉の推進

市民が住み慣れた家庭や地域において、自立し、安心して暮らせるよう、地域の連帯感に結ばれた心豊かな地域社会を築きます。そのため地区社会福祉協議会を設置し市民・行政・福祉団体・ボランティアなどが責任と役割を分担しながら、連携のとれた地域福祉ネットワークによる地域ぐるみ福祉を推進します。

| | |
|--|--|
| | |
| <p>施策 2) 福祉団体等の育成・支援</p> <p>地域の課題をより身近なところで支えるため、社会福祉協議会や、ボランティア団体・福祉団体等を育成・支援します。</p> | <p>(3) 福祉団体等の育成</p> <p>福祉活動推進の中核的役割を担う社会福祉協議会の充実を図るとともに、ボランティア団体や福祉団体等を育成します。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生児童委員協議会の支援 ・ 福祉のボランティア活動をしている団体の育成・支援 ・ 社会福祉協議会の支援 | |
| | |

1-2-2 次代を担う子どもの育成

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|---|---|
| <p>《現状と課題》</p> <p>核家族化や地域コミュニティの弱体化によって、家庭や地域の子育て力が低下し、親の不安感や負担感が増大しています。また、厳しい経済状況も影響し就労意向を持った女性が増加したため、保育所の待機児童が増加するとともに、価値観やライフスタイルの多様化により、保育に対するニーズも多様化しています。さらに、都市化によって、子どもが自由にのびのびと遊べる自然豊かな環境が次第に失われています。</p> <p>こうした状況の中、子どもを産み育てやすく、また子どもが健やかに育つ環境を整えるため、保育所定員の拡大や保育サービスの拡充とともに、関係機関が連携して妊娠から子育てまで切れ目なく支援する体制の充実が求められています。また、子どもが多様な世代と交流を持つ機会の充実や、遊びを通じて友達づくりや規範意識の形成ができる場をつくることが求められています。</p> | <p>※第2節-2. 次代を担う子どもの育成 -児童福祉の充実- 及び第2節-3. とともに暮らせる社会を目指し-障害者福祉の充実- のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>【現況と課題】</p> <p>本市では、核家族化や共働き世帯の増加等により、乳児期から保育所への入所を希望する世帯が増加しています。このため、多様な保育ニーズに応えられる体制の整備や家庭での子育てに対し、一時保育や子育てに関する各種相談・情報提供などの子育て支援対策を行うなど、各種保育サービスの充実が必要です。</p> <p>また、児童を心身ともに健全に育成するため、児童ホーム、学童保育などを関係機関との連携のもと、整備していくことが求められています。</p> <p>ひとり親家庭についても、相談・援護体制の早急な整備・充実が必要です。</p> |

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

行政と地域社会が連携して子どもの状況に応じた支援を行う体制が整備され、地域の中で安心して楽しく子育てができ、子どもがのびのびと育っている状態

〔施策の方針〕

子育てに関する不安感・負担感を解消するため、相談体制の充実や関係機関の連携による専門的な支援、地域のネットワークづくりなどを推進します。また、保育所の待機児童の増加に対応するため、定員の拡大等に努めるとともに、保育の質の向上を図ります。さらに、早い段階から個々の発達に応じた適切な支援を行うために、相談機関や療育機関の充実に努めます。

《施策の方向》

施策1) 子育て支援サービスの充実

子育てに関する不安感・負担感を解消するために、情報交換の場や相談体制の充実を図ります。また、地域と連携して子育て支援を行うためのネットワークを構築します。

〔主要事業〕

- ・子育て支援ネットワークの構築
- ・子育て支援コーディネーターによる相談・情報提供

【基本方針】

子育てを社会で支えていくため、保育環境の整備や保育内容の充実を図り、広く地域に目を向けた子育て支援を進めます。

放課後に適切な保育が受けられない児童に対しては、公設公営の放課後児童健全育成事業を実施していきます。

ひとり親家庭についても、経済的自立と生活の安定を図るため、各種の援護対策を推進するとともに、相談・指導体制を充実します。

2. 次代を担う子どもの育成 ー児童福祉の充実ー より

【施策の方向】

(2) 子育て支援のための基盤整備

① 子育て支援センターの設置

育児不安を抱える保護者に対し、育児相談、指導を行い、育児教室、子育てサークル支援の企画や調整を行う地域子育て支援センターを設置します。

② ファミリーサポートセンター事業の実施

育児に関して助け合う会員制度によるファミリーサポート事業を実施し、育児と仕事の両立を支援します。

施策 2) 児童の保護、健全育成

児童の健全育成を図るため、児童ホームや放課後ルーム等において、適切な遊びや生活の場を提供します。

また、子どもを虐待等から守るため、関係機関と連携しながら家庭児童相談事業等の充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 児童ホームでの多世代間交流機会の充実
- ・ 児童ホームの整備
- ・ 家庭児童相談の推進

施策 3) 保育の充実

多様化する保育ニーズに応えるために、各種保育サービスの充実や保育所定員の拡大を図ります。

また、今後制度改正が見込まれる新たな保育制度への対応を進めます。

〔主要事業〕

- ・ 待機児童対策の推進
- ・ 保育所耐震化対策の推進
- ・ 保育の質の向上
- ・ 一時保育事業の推進

2. 次代を担う子どもの育成 - 児童福祉の充実 - より

(3) 児童の保護、健全育成

① 公設公営の放課後児童健全育成事業の充実

放課後適切な保育を受けられない児童に対し健全な育成を図るため、既存施設の有効活用を図りながら、公設公営の学童保育を実施していきます。

② 家庭児童相談業務及び指導体制の充実

虐待等から子どもの人権を守るため、関係機関と相互連携をとり、家庭児童相談、母子（父子）相談等の充実を図ります。

③ 児童ホームの計画的整備と内容充実

児童の健康増進と情操豊かに育成する活動拠点として、既存施設との複合化を含めて整備を進め、児童に健全な遊びを与えるなど内容の充実を図ります。

2. 次代を担う子どもの育成 - 児童福祉の充実 - より

(1) 保育の充実

① 保育内容の充実

多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、産休明け保育、障害児保育、食物アレルギー児に対応した保育を行うとともに、時間外保育の延長や家庭での子育てを支援するための地域交流事業等創意工夫をこらした特色ある保育を充実します。

また、応益負担の原則に基づき保護者負担の適正化を図ります。

② 駅前保育所等の整備

駅前保育所等を民間の協力により実施します。

③ 私立保育所に対する助成

| | |
|--|--|
| | <p>経営基盤の安定を図るため、運営費等の一部を助成します。</p> <p>④ 待機児童対策</p> <p>入所定員の見直しを含めた適正配置や統廃合を行い、待機児童の解消を図ります。</p> |
| <p>施策 4) 療育支援の充実</p> | <p>3. ともに暮らせる社会を目指し －障害者福祉の充実－ より</p> |
| <p>子どもの障がいの早期発見・早期療育に対応するために、相談体制の充実や、多様な専門性に基づく療育事業を実施します。</p> | <p>(2) 自立の促進</p> <p>① 相談の充実</p> <p>身体障害者相談員、知的障害者相談員ならびに地域の民生児童委員との連携を図ります。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談の推進 ・療育施設の整備 | <p>障害児の療育相談が早期から適切に受けられるよう、関係施設・機関と連携しながら、相談機能の充実を図るとともに、互いに情報交換を緊密にします。</p> |
| | <p>民間団体が行う、市民の心の健康の保持・増進のための啓発事業や相談事業を支援します。</p> <p>② 障害児保育・教育の充実</p> <p>障害の軽減や能力向上を目指し、関係機関と連携しながら、障害の早期発見と早期療育を推進します。</p> <p>また、障害に応じた保育、教育を行うため保育所、学校での障害児受け入れを進めます。</p> <p>③ 自立生活の支援</p> <p>身体障害者福祉ホームや知的障害者のグループホーム、生活ホーム等民間との連携を図りながら地域における障害者の自立生活の支援を行います。</p> |

| | |
|--|---|
| | 2. 次代を担う子どもの育成 ー児童福祉の充実ー より |
| 施策5) ひとり親家庭への支援 | (4) ひとり親家庭への援助 |
| <p>ひとり親家庭の生活の安定のため、自立促進に向けた子育て・生活支援、経済的支援等の総合的な支援を進めていきます。</p> | <p>① 相談・指導体制の充実 母子相談員による相談・指導体制の充実を図ります。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談機能の充実 ・ 就業支援の推進 ・ 経済的支援の推進 | <p>② 生活の安定 母子福祉センターの各種教室、講座等の充実を図るとともに、疾病等のため親が日常生活に支障がある家庭へヘルパーを派遣し支援を図ります。 また、経済的に厳しい状態にある母子家庭に対し、各種手当てを支給し、支援を図ります。</p> |
| | <p>③ 施設整備、住宅対策 母子生活支援施設については、単なる居住の提供や保護だけでなく、幅広く母子家庭の自立を支援していくほか、住宅の確保を行います。</p> |

1-2-3 障がいがある人もない人もともに暮らせる社会の構築

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|---|--|
| <p>《現状と課題》</p> <p>これまで本市では、障がいのある人が、地域で安心して暮らせるように支援体制を充実させるほか、平成21年度には「第2次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するなど、施策を着実に推進してきました。</p> <p>一方、国では、障害者基本法の抜本改正、障害者差別禁止法制の制定、総合福祉法の創設に向けて幅広く審議を行っており、障がいのある人を取り巻く制度が大きく変化することが予想されます。</p> <p>こうした状況の中、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会を構築するために、生活環境の整備や相談・就労支援など各種施策を、関係機関との連携により進めるとともに、今後予想される国の制度改革にも対応していく必要があります。また、すべての市民が障がい及び障がいのある人への理解を深めるために、啓発の推進や福祉教育の充実、ボランティア活動に関する情報提供が求められています。</p> | <p>※第2節-1. みんなで進める社会福祉 及び 第2節-3. とともに暮らせる社会を目指し-障害者福祉の充実- のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第2節 心のかよった社会福祉の推進</p> <p>3. とともに暮らせる社会を目指し-障害者福祉の充実- より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>障害者を取り巻く社会環境は依然として厳しく、疾患や交通事故等の要因や高齢化に伴う脳血管障害等によりその数は増加する傾向にあります。また、重度化・重複化に加え、障害者本人やその介護者の高齢化が進むなど、新たな問題も出てきています。</p> <p>一方、障害者の自立や社会参加への関心は高まり、地域社会で生活を望む障害者が増加しています。</p> <p>昭和56年（1981年）の国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」を実現するため、バリアフリー化や障害者が一般就労ができるよう雇用関係者や公共職業安定所（ハローワーク）などと連携しながら環境や条件の整備、また、介護サービスや日常生活サービスなどの在宅福祉の充実や本人の希望にあった施設への入所措置、施設整備の促進を図っていくことが必要です。</p> |

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし、すべての市民の障がい及び障がいのある人への理解が深まっている状態

〔施策の方針〕

障がいのある人が生活の質を向上でき、地域で安心して生き生きと暮らせる環境をつくるため、関係機関と連携し、就労環境・生活環境の改善や社会参加を促進するとともに、市民への啓発を図ります。

第2節 心のかよった社会福祉の推進

3. とともに暮らせる社会を目指し－障害者福祉の充実－ より

【基本方針】

障害者が地域社会の中で自立して暮らせるよう、すべての市民が障害者に対する理解を深め、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境など幅広い分野にわたる障害者施策を推進し、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに各種福祉サービスの事業内容の充実を図り、市民、福祉団体、行政がそれぞれの役割と責任に基づいた施策を推進します。

《施策の方向》

施策1) 障がいへの理解の浸透と地域交流の促進

市民が、障がい及び障がいのある人についての正しい理解を得られるように、様々な啓発活動や広報活動を推進するとともに、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動等への参加による地域交流を促進します。

〔主要事業〕

- ・啓発広報活動の推進
- ・スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進

第2節 心のかよった社会福祉の推進

3. ともに暮らせる社会を目指し—障害者福祉の充実— より

【施策の方向】

(3) 社会参加・交流の促進

① 社会活動・交流の促進

知的障害者に対して民間福祉団体が行う社会復帰と社会参加のための相互交流等を促進します。

視覚障害者などのための外出介護員（ガイドヘルパー）派遣の充実を図るほか、テープ図書や大活字本の貸し出しによる図書利用の支援、広報紙の点字版・録音版の発行、公用文書の点字使用を行います。

聴覚障害者のために、手話通訳者の派遣、手話講習会の開催、要約筆記者の育成、ファクシミリネットワーク事業を推進します。

② 福祉意識の啓発

障害及び障害者に対する正しい理解と認識を広めるための啓発活動を推進します。

福祉教育推進校の指定を行い、福祉教育の研究・実践を進めるとともに、障害者の社会参加や日常生活を支援するボランティア活動の活性化を図るための施策を進めます。

「障害者の日」の周知を図るとともに、映画祭や障害者の作品展等各種行事を通じて、障害者に対する理解を深めます。

③ 就労の促進

障害者の雇用を支援する関係機関との連携を深めるとともに、法定雇用率の遵守を促すなど障害者の一般就労促進のための啓発活動を進めます。

授産施設、福祉作業所等、障害者の就労の場の確保を図るとともに、民間の施設の運営を支援します。また、職親委託制度の利用の拡大を図ります。

④ 住みよいまちづくりの推進

「千葉県福祉のまちづくり条例」及び「福祉のまちづくり環境整備指針」に基づく総合的かつ効果的なまちづくりの推進を図ります。

障害者の自主的な交流活動を支援するとともに、スポーツ文化事業や国際交流事業等への障害者の参加を促します。

| | |
|--|--|
| | <p>第2節 心のかよった社会福祉の推進</p> <p>3. ともに暮らせる社会を目指し－障害者福祉の充実－ より</p> |
| <p>施策2) 支援と自立の促進</p> | <p>(1) 障害の予防・早期発見</p> |
| <p>障がいのある人の積極的な社会活動への参加を促進し、地域での自立と生活の質の向上を図るために、関係機関との緊密な連携のもと、雇用・就業体制や保健医療を充実させます。</p> | <p>① 予防・早期発見の推進</p> <p>障害の早期発見のための妊産婦の健康管理や乳幼児の検診体制の整備、受診率の向上を図るとともに、生活習慣病の予防や労働災害の未然防止を促し、障害の発生防止を図ります。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制の構築 ・地域移行の推進 ・経済的自立の支援 ・雇用・就業機会の拡大 ・障がいに対する保健・医療施策の推進 | <p>② リハビリテーション体制の整備</p> <p>外傷や疾病による機能障害や加齢による身体機能の低下を防ぎ、社会復帰の早期実現が図れるよう、急性期のリハビリテーションを実施する医療機関と身体障害者福祉センターなどの施設が役割を分担し、連携のとれた地域のリハビリテーション体制の整備を進めます。</p> |
| | <p>第2節 心のかよった社会福祉の推進</p> <p>3. ともに暮らせる社会を目指し－障害者福祉の充実－ より</p> <p>(2) 自立の促進</p> <p>① 相談の充実</p> <p>身体障害者相談員、知的障害者相談員ならびに地域の民生児童委員との連携を図ります。</p> <p>障害児の療育相談が早期から適切に受けられるよう、関係施設・機関と連携しながら、相談機能の充実を図るとともに、互いに情報交換を緊密にします。</p> <p>民間団体が行う、市民の心の健康の保持・増進のための啓発事業や相談事業を支援します。</p> <p>② 障害児保育・教育の充実</p> |

障害の軽減や能力向上を目指し、関係機関と連携しながら、障害の早期発見と早期療育を推進します。

また、障害に応じた保育、教育を行うため保育所、学校での障害児受け入れを進めます。

③ 自立生活の支援

身体障害者福祉ホームや知的障害者のグループホーム、生活ホーム等民間との連携を図りながら地域における障害者の自立生活の支援を行います。

第2節-3. とともに暮らせる社会を目指し-障害者福祉の充実- より

(4) 在宅福祉の充実

① 介護サービスの充実

障害者の地域での生活を支援し、家庭での介護者の負担を軽減するため、ホームヘルプサービス事業、ショートステイ事業、デイサービス事業等を充実します。

② 日常生活サービスの充実

身体障害者のために、補装具・日常生活用具の給付、福祉電話の貸与を行うとともに応益負担の適正化を行います。

配食サービス及び住宅整備資金の貸し付け制度、住宅改造費の助成制度を充実します。

| | |
|---|---|
| | <p>第2節第2節 心のかよった社会福祉の推進</p> <p>1. みんなで進める社会福祉 より</p> |
| <p>施策3) 生活環境の充実</p> | <p>(2) 福祉の生活環境整備</p> |
| <p>障がいのある人が住みやすい生活環境を創るために、施設等を適切に管理運営するほか、社会福祉法人等が運営する施設への指導や整備等により、施設利用者の福祉環境を充実させます。</p> | <p>すべての市民が安全で安心した日常生活を送ることができるよう、「千葉県福祉のまちづくり条例」、「福祉のまちづくり環境整備指針」に基づき、道路、公園等公共施設のバリアフリー化を推進します。自立し安心した日常生活を送ることのできるような環境の整備を進めます。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設等の運営管理による生活環境の充実 ・ 民間社会福祉施設等の指導・整備 ・ 住宅バリアフリー化の推進 ・ 公共公益施設のバリアフリー化等の普及啓発 | <p>第2節 心のかよった社会福祉の推進</p> <p>3. とともに暮らせる社会を目指しー障害者福祉の充実ー より</p> <p>(5) 施設福祉の充実</p> |
| | <p>① 通所型、入所型施設の整備促進</p> <p>身体障害者、知的障害者、精神障害者が通所及び入所するための、福祉施設整備を促進します。</p> <p>民間福祉作業所等の整備及び指導内容の充実や障害の重度化・重複化に対応した療育の内容・方法の充実を図ります。</p> <p>② 施設利用の支援</p> <p>施設への入所・通所希望者について適切な入所措置を行います。</p> |

1-2-4 健やかな高齢期を過ごすための環境づくり

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|--|---|
| <p>《現状と課題》</p> <p>本市では、平成 22 年 4 月時点で高齢化率 19.5%と高齢化が進んでおり、今後のさらなる高齢化の進行にあわせて、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加が見込まれます。</p> <p>こうした状況の中、住み慣れた地域でいつまでも暮らすために、元気な高齢者へ地域参加の機会を提供するとともに、在宅サービスの充実と介護家族者への支援、施設サービスの充実などが求められています。また、横断的な課題に対応するため、関係機関との連携により、施策を総合的・計画的に推進していくことが必要です。</p> | <p>※第 2 節-4. 健やかな高齢期を過ごすために -高齢者福祉の充実- のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>【現況と課題】</p> <p>我が国の人口の高齢化は急速に進み、21 世紀初頭には国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会の到来が予想されています。</p> <p>本市の高齢化率は、平成 11 年度（1999 年度）に 11.8%となり、今後さらに急速な高齢化が進行していきます。</p> <p>高齢化の進展に伴う要介護者の増加、介護期間の長期化や核家族化による介護機能の変化により、従来の措置制度に替わって、介護保険制度が発足しました。（介護保険事業の推進の項参照）</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすためにも、健康づくりの施策の充実とあわせて、バリアフリーに基づいたまちづくりを進めるとともに、社会参加の機会の拡充を進めていくことが必要です。</p> <p>さらに、高齢者福祉施策は、保健、医療、福祉だけでなく教育、住宅、雇用等のあらゆる分野にわたるため、施策を総合的、計画的に推進していくことが必要です。</p> |

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮している状態

〔施策の方針〕

高齢者が生き生きとした活力のある社会を創造していくために、多様な社会参加と生きがいづくりの機会を提供するほか、自助・共助・公助の連携による支援体制を確立し、介護予防と地域リハビリテーションを推進するとともに、ニーズに応じた支援サービスを提供します。

【基本方針】

「高齢者保健福祉計画」に基づき、民間活用を進め、保健、医療、福祉が連携を図りながら、援護を必要とする高齢者や介護している家族への負担を軽減するための総合的な施策を推進するとともに高齢者が豊かな経験と知識や技術を活かせるよう、就労の場の確保や活動機会の場を確保して、社会参加を促進します。

《施策の方向》

施策 1) 生きがいの創造

高齢者が自らの知識や経験を活かして社会活動に参加できるよう、活動機会の拡大を支援します。また、関係団体と協力し、経験等を活かせる就業機会の拡大に取り組みます。

〔主要事業〕

- ・ 高齢者の地域活動の支援
- ・ 高齢者の就労機会の拡大

【施策の方向】

(2) 生きがい対策の推進

① 社会活動・地域活動への参加

高齢者が生き生きとした生活が送れるよう、「生涯教育推進計画」の中に趣味・学習や健康スポーツ活動等を総合的に位置づけます。

高齢者が持つ知識や技術を社会に活かせるよう、学習の場や異世代との交流の機会を提供するなど、社会・地域活動へ自発的に参加しやすい環境を整えます。

② 施設整備及び健康づくりの推進

身体機能の維持・向上と体力づくりや相互の親睦を図るため、高齢者に適したスポーツレクリエーション施設整備を推進します。

③ 雇用の場の確保

(財) 生きがい福祉事業団の事業内容を充実し、高齢者の経験と技能を活かした雇用の場の確保や就労条件の向上を図るため、技術や知識の習得及び向上を目指した学習の場を設けます。

施策 2) 在宅福祉の充実

高齢者の誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るために、介護や支援が必要となった時に一人ひとりにあったサービスを受けることができるように、NPO・地区社会福祉協議会・民生委員児童委員等との協力体制を構築するとともに、地域包括支援センター等も活用し、多様な在宅福祉サービスの充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援
- ・家族介護者への支援
- ・地域包括支援センターの運営

(1) 総合・連携施策の推進**① 総合的高齢者施策の推進**

保健、医療、福祉、教育、住宅、就労等の分野における施策を総合的に推進するための体制を確立し、バリアフリーに基づいたまちづくりなど、高齢者に住みよいまちづくりの視点に立った施策を推進します。

② 保健福祉総合情報システムの構築

高齢者の多様なニーズに対応し、個々の高齢者に見合った適切なサービスを提供するために、行政、市内医療保健関係団体、福祉関係団体、ボランティア団体等の連携体制を整備し、各分野がもっている情報を共有し、保健、福祉、医療に関する総合的な保健福祉情報システムを構築します。

(3) 在宅福祉の充実**① 地域ぐるみ介護体制の推進**

「地域ぐるみ福祉」を確立するため、地域の特性に配慮したきめ細かな対応を行う地区社会福祉協議会を充実します。

また、在宅の要援護高齢者の介護に関する相談など、在宅介護支援センターを計画的に整備します。

② 在宅福祉サービスの充実

保健・福祉サービス事業の推進を図るため、住宅改造費助成や日常生活用具給付、配食サービス、福祉タクシーやSOSネットワーク等の事業、さらに成年後見制度の実施を踏まえて、「ふなばし高齢者等権利擁護センター」事業と連携を持たせた権利の擁護に関する施策の充実を図ります。

また、要支援に至らない虚弱高齢者についての介護予防の見地から、総合的な各種サービスの提供を図っていきます。

ケアリハビリセンターについては、高齢者の健康で自立した在宅生活と地

| | |
|---|---|
| | <p>域社会への参加を目指し、楽しみながらできる軽運動、言語・音楽療法等のリハビリテーション等を行うとともに、併設されたケアハウスなどの運営・充実を図ります。</p> |
| <p>施策3) 介護サービスの充実</p> <p>高齢者が自立した生活を送れるように、介護保険サービスに関する情報提供だけでなく、要介護等の状態になることを防ぐ介護予防の観点からの取り組みを推進します。また、在宅生活が困難な高齢者や介護を必要とする高齢者・認知症高齢者のために、利用者のニーズを踏まえた施設を計画的に整備するなど、介護サービスの充実を図ります。</p> | <p>(4) 施設福祉の充実</p> <p>① 施設の計画的整備</p> <p>施設での養護または介護を必要とする高齢者が適切なサービスが受けられるよう、市立の特別養護老人ホームを建設するとともに、社会福祉法人等の協力を得ながら、老人保健施設、養護老人ホーム、ケアハウス、軽費老人ホーム等老人福祉施設等の計画的整備を図ります。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス事業者情報の提供 ・ 介護予防事業の推進 ・ 地域密着型サービスの推進 | |

1-3-1 介護保険事業の推進

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|---|--|
| <p>《現状と課題》</p> <p>本市では、平成 12 年 4 月に 5,268 人であった要介護・要支援認定者数が、平成 22 年 4 月時点で 16,094 人に増加しています。今後の急速な高齢化によって、要介護・要支援認定者数のさらなる増加とともに、認知症高齢者やひとり暮らし・高齢者のみ世帯の増加など高齢者を取り巻く環境が変化していくことが見込まれます。</p> <p>こうした状況の中、介護を必要としている高齢者が、できるだけ自立した生活を送ることができるように、在宅・施設サービスを適切かつ効果的に受けられる環境が求められています。</p> | <p>※第 3 節-1. 介護保険事業の推進 のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>【現況と課題】</p> <p>急速な高齢化の進展による高齢者人口の増加にともない、特に要介護高齢者の増加が予想されています。</p> <p>また、介護を受ける高齢者の重度化や介護期間の長期化、介護を行う家族の高齢化等介護を家族だけで支えるには十分な対応ができない状況となっています。</p> <p>介護保険制度は、高齢者がその身体能力に応じて自立し日常生活が送れるよう、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイをはじめとする介護サービスを社会保険方式で実施し、介護を社会で支える考え方に基づいた制度です。</p> <p>制度の円滑な実施に際しては、援護を必要とする高齢者や家族に対し在宅・施設サービスを適切で効果的に提供でき、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、十分な介護サービスの提供に努める必要があります。</p> |

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

介護保険制度を適正に運営することで、介護を必要とする高齢者が安心して生活できる状態

〔施策の方針〕

介護を必要としている高齢者が、できるだけ自立した生活を送れるように、個々の尊厳を守り、個別性を尊重しながら、要介護高齢者数の増加を踏まえたサービス全体の質的・量的充実を図ります。また、認知症高齢者やひとり暮らし・高齢者のみ世帯の増加、医療と介護の両サービスを必要とする高齢者の増加など、要介護高齢者の状態像の変化を踏まえ、適正な介護保険制度を運営します。

《施策の方向》

施策 1) 財政の安定・健全化

介護保険財政の安定化・健全化を図るために、サービスの需要と供給を中・長期的な視点で的確に捉えて、介護保険事業を計画的に運営します。また、介護保険の財源確保のために、第 1 号被保険者の保険料の賦課徴収を適切に行います。

〔主要事業〕

- ・ 介護保険事業の計画的運営
- ・ 介護保険料賦課徴収の実施

【基本方針】

介護保険事業の適正な運営、給付内容の充実など、保険者として努力するとともに介護保険についての啓発活動等を積極的に推進します。

【施策の方向】

(1) 財政の安定・健全化

介護保険事業計画に基づき、サービスの需要と供給を、中・長期的に的確にとらえ、財政の安定・健全化を図ります。

| | |
|--|---|
| | |
| 施策 2) 資格管理・給付の充実 | (2) 給付の充実 |
| <p>介護を必要としている高齢者が適切かつ効果的に介護サービスを利用できるように、介護サービスの質の向上を図るとともに、適正な給付を行います。また、サービス利用の基準となる要介護認定を公平かつ的確に行います。</p> | <p>給付サービスの質・量の充実を図るとともに、民間事業者や非営利組織等の参入を積極的に促進し、介護保険事業に係わる民間活力を積極的に活用します。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護（介護予防）サービス費の適正な給付 ・ 要介護認定の運営 | |
| | |

1-3-2 国民健康保険事業の推進

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|---|---|
| <p>《現状と課題》</p> <p>本市の国民健康保険は、高齢化に伴う加入者の増加や医療の高度化等による医療費の高額化に伴い医療給付費が毎年増加している一方、所得の減少により保険料調定額が減少し、財政状況は非常に厳しい状況です。</p> <p>このため、ジェネリック医薬品の利用促進やかかった医療費を通知するなどにより医療費の抑制策を講じていますが、今後もこれらの施策を強化し、更なる保険財政の健全化が求められています。</p> <p>また、平成 25 年 4 月に、後期高齢者医療制度が廃止され、75 歳以上の大部分の方が国民健康保険に再加入されます。また、保険料の地域格差等の構造的な問題を解決し、将来的な地域保険としての一元的運用を目指すため、県を単位とした広域化に向けた取り組みも始まっています。</p> <p>こうした状況の中、新制度の円滑な運営等の課題に対応し、被保険者に混乱がないように、適切な情報提供をするとともに、医療費の抑制、収納率の向上、財政運営の安定化等、総合的な観点から事業を展開する必要があります。</p> | <p>※第 3 節- 2. 国民健康保険事業の推進 のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>【現況と課題】</p> <p>国民健康保険は、保険加入者の高齢化などにより保険料収入の伸びに比べて医療費の負担増が大きく、医療保険制度はこの医療費の伸びに十分対応できないという深刻な状況になっています。</p> <p>国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、他の医療保険に属さない者を被保険者としているため、高齢者や低所得者割合が必然的に増加する構造となっています。このため、老人保健拠出金の増加や被保険者の高齢化に伴う保険料軽減世帯の増大などを背景に、その事業運営は一層厳しくなっています。</p> <p>本制度は、市民の健康の保持・増進を図るための重要な役割を果たしていることから、今後とも、事業の健全な運営を図っていくことが必要です。</p> |

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

国民皆保険制度のひとつとして安定した運営により、市民が安心してサービスを受給している状態

〔施策の方針〕

国民健康保険の制度改正を円滑に進め、早期に定着するよう、適切で十分な情報を発信するとともに、引き続き、健全な国民健康保険制度を、市民の立場で運営します。

《施策の方向》

施策 1) 国民健康保険の健全な運営

国民健康保険制度のサービスを安定的に提供するために、保険料の収納対策を強化するなど、事業の健全な運営を図っていきます。

〔主要事業〕

- ・ 財政運営の安定化
- ・ 国民健康保険料の収納率向上対策の強化

【基本方針】

本制度の抱える問題の多くが医療保険制度の基本的な枠組みに深く関連しているため、事業のより安定、健全化のため国等に強く働きかけていくとともに、保険者として、収支両面にわたるより健全な運営努力を行い、保健事業等も積極的に推進します。

また、被保険者の健康保持、健康管理の促進を図るため、保健分野との連携のもと保健啓発活動を推進します。

【施策の方向】

(1) 財政の安定・健全化

国保財政の長期安定、健全化を確立するため、高齢者の医療保険制度における位置づけ等ともあわせて国保制度の抜本的改革を国等に強く要請します。

また、保険料収納率の向上及び負担の公平化とレセプト点検の強化等による医療費適正化を図ります。

| | |
|--|--|
| | |
| 施策 2) 医療費適正化の推進 | (1) 財政の安定・健全化 |
| <p>年々増加する医療費を抑制するため、効率的な事務運営を行うとともに、医療費抑制のための啓発等により医療費の適正化を図ります。</p> | <p>国保財政の長期安定、健全化を確立するため、高齢者の医療保険制度における位置づけ等ともあわせて国保制度の抜本的改革を国等に強く要請します。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト点検の強化 ・ 適正受診や医療費抑制の啓発 ・ ジェネリック医薬品の推奨 | <p>また、保険料収納率の向上及び負担の公平化とレセプト点検の強化等による医療費適正化を図ります。</p> <p>(2) 給付の充実</p> <p>法定給付のみならず任意給付の充実を図るとともに、頻回、重複受診者に対する適正化指導を強化、充実させます。図ります。</p> |
| | |
| 施策 3) 保健事業の充実 | <p>H20年度から制度化された事業のため記述なし</p> |
| <p>メタボリックシンドロームの予防をはじめとした生活習慣病を抑えるため、特定健康診査の受診勧奨を行います。また、その結果を基に生活習慣の改善指導や医療受診勧奨により健康増進を図ります。</p> | |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査の受診勧奨 ・ 特定保健指導の推進 | |
| | |

1-3-3 国民年金事業の推進

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|--|---|
| <p>《現状と課題》</p> <p>本市では、日本年金機構と連携しながら、保険料の未納、年金記録問題等多くの課題を解決するため、未加入者への啓発、加入記録の確認、電話等による未納者への納付促進及び免除申請の案内によって、国民年金事業の健全化を推進してきました。</p> <p>こうした状況の中、国民皆年金を安定的に維持する一環として、市民一人ひとりの年金受給権を確保するために、未加入者・未納者に納付意識を浸透させていくことが求められています。</p> <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>相互扶助が基本である国民皆年金が安定的に維持され、加入や納付意識が浸透している状態</p> <p>〔施策の方針〕</p> <p>年金の適切な運用のために、関係機関と連携して、受給権の確保のための資格取得や国民年金保険料の免除制度の活用を促進するとともに、年金保険制度の普及啓発を充実していきます。</p> | <p>※第3節-3. 国民年金事業の推進 のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>【現況と課題】</p> <p>国民年金は、老後の生活を実質的に支えていくという大きな役割を果たしています。</p> <p>国民年金制度の健全な運営を確保し、市民一人ひとりの受給権を確かなものとするため、制度の趣旨普及により未加入者、未納者問題を解決することが必要です。</p> <p>【基本方針】</p> <p>関係機関と連携し、保険料収納対策の推進、未適用者の解消及び基礎年金制度の周知徹底を図ります。市民皆加入を目指し、各種広報活動を通じて制度の普及を図るとともに、生活の維持、安定が図れるよう、少子・高齢化社会に対応した制度の充実を国へ要請します。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>《施策の方向》</p> | <p>【施策の方向】</p> |
| <p>施策 1) 国民年金事業の推進</p> <p>国民皆年金を安定的に維持するために、関係機関と連携して、市民への広報・パンフレット等による制度の啓発や窓口相談業務により必要な情報を提供します。</p> | <p>(1) 加入・納付の促進</p> <p>関係機関と連携し、各種広報活動や戸別勧奨、電話勧奨等を積極的に実施し、市民皆加入及び保険料の納期内納付を促進し、受給権の確保を図ります。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金制度の啓発 ・国民年金事業に関わる相談業務の実施 | <p>(2) 啓発活動の推進</p> <p>広報、パンフレット等による制度の普及や窓口相談業務の充実を図り、受給権の有無や保険料の納付月数など、受給権確保に必要な情報を提供します。</p> |
| | <p>老後生活の維持・安定が図られるよう、将来にわたる確実な給付とともに、将来世代の負担を過重としないことを基本とした年金制度の再構築を国へ要請します。</p> |

1-3-4 生活保護世帯等の自立支援の推進

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|---|--|
| <p>《現状と課題》</p> <p>本市では、生活保護世帯の就労支援や自立支援を行ってきました。しかし、昨今の経済情勢を受けて、生活保護世帯は急激に増加しています。</p> <p>こうした状況の中、生活保護世帯の自立のために、自立支援施策や相談・指導体制の充実・強化を図るほか、ケースワーカーを育成することが求められています。</p> <p>また、ホームレスまたはホームレスとなるおそれがある人の自立を促すために、福祉、健康、住居等の相談を行い、関係機関等と連携しながら問題の解決を図ることが求められています。</p> <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>関連機関と連携し、相談・指導体制を充実することで、生活保護世帯・ホームレスの自立が進む状態</p> <p>〔施策の方針〕</p> <p>生活保護世帯の自立のために、ケースワーカーの相談・指導体制を充実し適切な対応をはかるとともに、ホームレスまたはホームレスとなるおそれがある人に対して福祉、健康、住居等の相談支援を行います。</p> | <p>※第3節-4. 低所得者福祉の充実 のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>【現状と課題】</p> <p>本市の生活保護の状況は、近年の経済状況を反映して、増加する傾向にあります。</p> <p>保護開始の要因としては、世帯主の疾病による医療費の増大が経済的負担となるケースが最も多く見られます。</p> <p>今後とも経済状況、雇用環境は依然厳しい状況が続いていくことが予想され、さらに、高齢化も進展していることから、被保護世帯、被保護人員数とも増加傾向で推移していくことが予測されます。</p> <p>【基本方針】</p> <p>生活困窮者は、最低限度の社会生活を営めるよう生活保障を行うとともに、ケースワーカーの適切な指導等により社会的自立の手助けを行います。</p> <p>また、民生児童委員等と連携を図り、相談、指導体制を充実するとともに、市独自の援護施策の推進を図ります。</p> |

《施策の方向》

施策 1) 生活保護世帯等の自立支援の推進

生活保護世帯の自立をはかるために、ケースワーカーや面接員の資質の向上を図るとともに、関係機関との密接な連携により、各世帯・個人の実情に応じた相談や援助を行います。

また、ホームレスまたはホームレスとなるおそれがある人に対して相談支援を行います。

〔主要事業〕

- ・巡回訪問による生活相談・指導
- ・自立・就労の支援

【施策の方向】

(1) 自立の助長

① 生活相談・指導の充実

ケースワーカー等、専門職員の資質の向上を図り、民生児童委員等と密接な連携のもと、原因の的確な把握と実情に応じた相談、援助活動を進め、自立を促します。

② 援護措置の充実

生活保護法制度による最低限度の生活を保障するとともに、入院料差額ベッド扶助等のきめ細かな市独自の援護施策を推進します。